

令和元年5月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年5月21日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

5. 報告

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願に係る報告について

6. その他

次回開催 6月20日(木) 13時30分～

現地調査 同日 9時～

農業相談 同日 10時～

7. 閉会

令和元年5月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年5月21日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員, 5 松本健委員,
6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 13 穂山信雄委員,
14 森江正男委員
4. 遅刻委員 12 瀬川治会長職務代理者
5. 欠席委員 2 川田治弘委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 我部山 美治
8. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について
報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げ願に係る
報告について

9. 議 事 局 長

ただいまより令和元年5月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。本日は川田委員より欠席の連絡と、瀬川治会長職務代理者よりすこし遅れるとの連絡を受けておりますことをご報告させていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく願いします。

会 長

皆さんこんにちは。令和になって初めての委員会でございます。一昨日までは雨が少ないということで、早明浦ダムの第2次取水制限が実施されていましたが、昨日まとまった雨量があったため、現在は解除されており

ます。ただこの先を見ますと、代掻き、田植えといった水を沢山必要とする時期となりますので、皆さん心配していることと思います。今後の農作業については安全に心がけて実施していただくようお願いします。

それでは早速始めたいと思います。よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは早速議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、議席第1番の宮崎委員さんと、第3番の原委員さんの両名、よろしく申し上げます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

説明に入ります前に、先日郵送いたしました議案の一部に誤りと添付されていない書類がありましたので、お手数をおかけいたしますが差し替えをお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1・2ページで、○件の案件でございます。番号○と番号○は、関連した案件となっておりまして、まず、番号○ですが着席して説明させていただきます。設定者、○○○様、被設定者、○○○様、使用貸借による権利の設定の案件でございます。

○○○○である○○氏は、農業を開始のため農地を探しておりましたが、○○氏と○○○○による○年間の権利設定の話がまとまったため、本申請に及んだものであります。

申請地は、○○町○○○○○○番、田、○○○㎡であり、○○氏は、新規就農のため現在耕作農地はありませんが、本申請地と番号○の申請地との合計が、○○○○㎡となりますので、下限面積要件を満たすことになります。また、申請地には野菜を作付けし、トラクター等の大農機具については借りる予定であるとのこと。本申請にあたり提出書類等の不備

も特にないことから,特に問題は無いと考えております。

次に番号〇ですが,譲渡人,〇〇〇〇様,譲受人,〇〇〇〇様,所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は,相続により〇〇〇〇年に本申請地を取得しておりますが,〇〇市に居住しており,高齢となったため農業廃止を考えており,一方譲受人の小野氏につきましては,番号〇において説明したとおりで,農地の処分を考えている譲渡人と売買の話がまとまったため,今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は,〇〇町〇〇〇〇〇〇番,田,〇〇〇m²,同所〇〇〇〇番,田,〇〇〇m²,同所〇〇〇〇番,田,〇〇〇m²,同所〇〇〇〇番,田,〇〇〇m²,同所〇〇〇〇番,田,〇〇〇m²の合計5筆,〇〇〇〇m²であります。

本申請にあたり提出書類等の不備も特にないことから,特に問題は無いと考えております。

次に番号〇ですが,譲渡人,〇〇〇〇様,譲受人,〇〇〇〇様,所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は相続により〇〇〇〇に本申請地を取得しておりますが,高齢となってきたため農業廃止を考えておられます。一方譲受人の〇〇氏は,本市内で1町3反程度の農地を耕作しております。本申請地は車で3分程度の距離で,譲受人の〇〇氏にとっては通作の便が良いこともあり,農地の処分を希望する譲渡人と売買の話がまとまったため,今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町〇〇〇〇〇〇番,畑,〇〇〇m²について,所有権移転売買を行うものであります。譲受人が本市内で耕作している経営農地の面積は〇〇〇〇を超えていることなどから,下限面積要件を満たしており,特に問題はないと考えます。なお,申請地には野菜及び果樹を栽培することです。

次に番号〇ですが,譲渡人,〇〇〇〇様,譲受人,〇〇〇〇様,永小作権の移転の案件でございます。

本申請の譲渡人は相続により〇〇〇〇に本申請地の永小作権を取得して

おりますが、高齢となり、労力不足のため経営規模の縮小を考えておられます。一方譲受人の山地氏は、本市内で4反2畝程度の農地を耕作しております。農地の処分を希望する譲渡人と経営規模を拡大したい譲受人との間で売買の話がまとまったため、今般許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について設定されている永小作権の権利移転売買を行うもので、譲受人が本市内で耕作している経営農地の面積は4反を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。申請地には水稻を作付けすることとであります。なお、申請地所有者からは、〇〇〇が移転することに対する同意書については提出されております。

次に番号〇ですが、譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人及び譲受人は番号〇と同一人物で、申請理由等については、番号〇で申し上げたとおりです。

申請は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡の土地について、所有権の移転を行うもので、譲受人の下限面積要件は満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けすることとあります。

次に番号〇ですが、譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は〇〇関係であり、相続の関係でそれぞれ持分を設定して共有名義になっております。現在、譲渡人の所有農地は申請地のみで、管理については、持分の共有者である、譲受人が行っております。

形状が悪く狭小であるため農地の管理が難しく、申請地に隣接する農地の所有者である譲受人との話がまとまったため、許可申請を提出するものです。

本申請は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡の2筆，計〇〇㎡について、所有権移転贈与の許可申請を行うものであります。譲受人の経営農地は1反6畝であります。本申請地は、位置、面積、形状から隣接する譲受人の農地と一体として利用しなけ

れば利用できないと認められるため、下限面積要件の特例として認められ、その他の農地法第3条第2項の各号には該当しないため、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に、番号〇、番号〇、番号〇が関連案件となっております。まず、番号〇ですが、設定者、〇〇〇〇様、被設定者、〇〇〇〇様、使用貸借による権利の設定の案件でございます。

本件の設定者は、相続により〇〇〇〇年に本申請地を取得し、ハウスでの〇〇栽培を行っておりましたが、労力不足のため継続していくことができなくなっておりました。被設定者の〇〇氏は、〇〇栽培を専業で行っていましたが、飲食業を始めたため〇〇栽培は中止していました。今後、飲食業を縮小し、農業を再開したいと考えていたところ、使用貸借により農地を借受けることができることとなったため、許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡の3筆、計〇〇〇〇㎡であり、使用貸借による権利を〇年間設定する許可申請を行うものであります。現在、被設定者が本市内で耕作している農地はありませんが、番号〇、番号〇との許可申請の合計は〇〇〇〇㎡で、下限面積要件を満たすこととなるため、特に問題はないと考えます。なお、申請地には〇〇を鉢植えで栽培するとのことであります。

番号〇ですが、設定者、〇〇〇〇様、被設定者、〇〇〇〇様、使用貸借による権利の設定の案件でございます。

本件の設定者は、相続により〇〇〇〇年に本申請地を取得しましたが、労力不足のため経営規模縮小を考えておりました。被設定者の〇〇氏については、番号〇と同一人物で、申請理由については説明したとおりです。

申請地は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡の2筆、計〇〇〇〇㎡であり、使用貸借による権利を〇年間設定する許可申請を行うものであります。経営農地の下限面積要件については、番号〇で説明したところです。なお、申請地には〇〇〇の鉢植えを栽培するとのことであります。

番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は相続により〇〇〇〇年に本申請地を取得しましたが、現在〇〇〇〇〇〇市に居住しており、農地の管理が難しく、申請地を譲受人への贈与を考えていたところ、被設定者の岸井氏が農業再開することになったため、許可申請を提出するものです。

申請地は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²、同所〇〇〇番、田、〇〇〇m²の〇筆、計〇〇〇m²であり、所有権移転贈与の許可申請を行うものであります。なお、申請地では〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の苗木を栽培するとのことであります。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありましたとおりです。本来であれば、農地法第3条第1項の規定による案件につきましては、地元の農業委員さんからご意見を聞くということとはしないのですが、今回は新規就農等の案件がございますので、お聞きしたいと思います。それでは番号〇及び〇の新規就農案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

先日の13日、地元委員4名で本人と面談しました。本人が農業をやるという以上、何も言えないため、耕作放棄とならないよう十分管理をするよう話をして参りました。申請地には、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇を植え、インターネット販売を考えているそうです。以上です。

会 長

ありがとうございました。今回、番号〇、〇、〇の被設定人、譲受人については、以前〇〇〇違反があった人物であるため、申請のとおり履行ができるか疑問があるところですが、申請書類に不備はありませんので、地元委員として許可は行いますが、今後の従事状況を見守りたいと考えておりま

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の〇ページで、1件の案件でございます。

それでは番号1ですが、申請者、〇〇〇〇様、自己住宅用地、無断転用の案件でございます。本申請に至った経緯ですが、申請人が1ヶ月前に別の農地の件で窓口相談があった際、本申請地が無断転用になっていたことが判明したため、早急に是正するよう窓口にて話をしていたところ、転用申請の準備が整ったため、今般申請に至ったものであります。

本申請地は〇〇町〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が宅地である〇〇〇㎡について隣接する宅地〇〇〇〇㎡と併せて農家住宅として利用することを目的として、転用申請するものであります。

本転用について、近隣の農地関係者の方との調整を了していること、また無断転用をしてしまったことについては始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

以上、登記地目は、田が1筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので、〇〇委員にご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

5月10日、〇〇委員と2名で先日、現地におもむき申請人と話し、現地確認を行いました。申請地には15年程前に平屋の住宅を建築し現在

に至っており、違反転用の状態であります。以上です。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の○ページで、1件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件は、本年の3月総会において農地法第4条第1項の案件として審議いただきましたが、改めて農地法第5条第1項の規定による許可申請として提出されたものです。申請地は、相続の関係でそれぞれ持分を設定して共有名義になっている農地について、今般無断転用であることがわかったため、それを是正する許可申請をする案件であります。本申請地が無断転

用に至ってしまった経緯ですが、申請人は〇〇〇〇年に現在住んでいる自宅の横にある本申請地を造成し、駐車場として利用するようになったのですが、農地法を熟知していなかったことから農地転用の手続きを怠っていたため、今般追認の許可申請を行うものであります。

本申請は、〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地である〇〇㎡に譲受人である亀山智生氏の自宅のある隣接の宅地等〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、〇〇1棟平屋建〇〇〇〇㎡を建築してしまっているものについて無断転用を是正するための追認許可申請をするものであります。なお本申請地は車庫として現在も利用されている状態であり、申請人は農地法を熟知していなかったことから、転用申請の手続きを怠り、現在に至っている訳であります。始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

以上1件、登記地目は、田が1筆、転用面積は〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、5月11日に農業委員、推進委員の4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、先ほどの議案3号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですがページをめくっていただいて、議案第4号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて、両面コピーしてあります集積計画の1ページ目から30ページ目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第4号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画ですが、香川県農地機構の99筆、79,909㎡及び、善通寺市農地管理公社の1筆、766㎡を含めて、総件数146件、326筆で、面積は293,554㎡で、うち新規は141,463㎡、更新は152,091㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の27.9%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

なお、本日の農業委員会において農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、「同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」と規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、今回の公告日は、5月31日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇〇委員

番号〇の案件で、〇〇〇〇〇さんが10a当たりの賃料が〇〇〇円となっていますが、〇〇〇を借りるのでしょうか。

〇〇委員

現在は、農地のままで〇〇〇を建設し〇〇〇栽培を行うものです。

〇〇委員

〇〇〇を建設するのは誰でしょうか。

〇〇委員

〇〇〇さんが建設するものです。

会 長

ほかにご質問はございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において、計画案の提出等の協力についての定めがあり、第1項で、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、前2項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画（案）の決定を求められています。なお、本市の計画（案）につきましては、99筆、面積は79,909㎡となっており、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、香川県知事が利用配分計画を認可し、6月28日に公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、何かご意見、ご質問はありませんか。

（全委員質問無し）

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）については、原案のとおり決定をいたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第1号「農地法第4条申請取下報告」についてご説明いたします。1枚頁をめくっていただいて報告のページをご覧ください。今回、取下願いが出された案件につきましては、申請地及び転用内容につきましては、議案第3号、番号1でご審議頂いた案件と同じでありますので内容につきましては省略させていただきますが、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇の連名による農地法第4条第1項の許可申請でありまして、平成〇〇年〇月の定例会の議案第〇号、番号〇でご審議頂き、県知事に許可相当との意見書を添えて進達したものです。しかし、所有権移転が伴うことが判明したため、申請人代理人と協議した結果、申請については一旦取下げ、新たに農地法第5条第1項の許可申請を提出することとなりました。

報告第1号「農地法第4条申請取下」についての報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、報告第1号につきまして皆様方のほうから何かご質問はございませんか。

(全委員質問無し)

会 長

それでは、以上で本日の議案審議等については、全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。これで5月の農業委員会総会（定例会）
を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時22分 終了